

2025 年 4 月 1 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 久井 大樹

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三菱HCキャピタルリアルティ株式会社
代表取締役社長 若尾 逸男

吸収分割に係る事後開示事項

三菱HCキャピタル株式会社(以下「三菱HCキャピタル」)及び三菱HCキャピタルリアルティ株式会社(以下「三菱HCキャピタルリアルティ」)は、2025 年 1 月 10 日付吸収分割契約に基づき、三菱HCキャピタルを吸収分割会社、三菱HCキャピタルリアルティを吸収分割承継会社として、三菱HCキャピタルの不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業に関する権利義務を承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」)を行いました。よって、ここに本吸収分割に関する事後開示をいたします。

なお、本吸収分割は、分割会社である三菱HCキャピタルにおいては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割、三菱HCキャピタルリアルティにおいては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過(吸収分割をやめることの請求)

三菱HCキャピタルは、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を行ったため、同法第 784 条の 2 但書の規定により、三菱HCキャピタルの株主は吸収分割をやめることを請求することができません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

三菱HCキャピタルは、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を行ったため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求は生じません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

三菱HCキャピタルは、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行しているため、会社法第 787 条第 4 項並びに定款第 4 条(公告方法)に従い、2025 年 1 月 31 日に電子公告において当該新株予約権の新株予約権者に対する公告を行いました。同条第 1 項の定めに従って新株予約権買取請求を行った新株予約権者はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

三菱HCキャピタルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条(公告方法)に従い、2025 年 1 月 31 日に官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過(吸収分割をやめることの請求)

三菱HCキャピタルリアルティの株主から、会社法第 796 条の 2 の規定による、吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

三菱HCキャピタルリアルティの唯一の株主たる三菱HCキャピタルは、会社法第 796 条第 1 項の特別支配会社にあたるため、同法第 797 条に基づく反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

三菱HCキャピタルリアルティは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条(公告方法)に従い、2025 年 1 月 31 日に官報及び日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

三菱HCキャピタルリアルティは、効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、三菱HCキャピタルから三菱HCキャピタルの不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業に関するその資産、契約その他の権利義務を引き継ぎました。三菱HCキャピタルリアルティが三菱HCキャピタルから引き継いだ資産の概算額は以下の通りです。

承継資産の額:概算 2,940 億円

5. 吸収分割に係る変更登記をした日

三菱HCキャピタル及び三菱HCキャピタルリアルティは 2025 年 4 月 1 日付で本吸収分割に係る変更登記申請を行いました。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

三菱HCキャピタルリアルティは、本吸収分割により三菱HCキャピタルから承継した事業を遂行するため、預め、貸金業の登録及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条第 1 項第 17 号の適格機関投資家に関する届出を行いました。

以 上